

定例教育委員会

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 平成 27 年 10 月 27 日（火） 午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分まで |
| 2 | 場 所 | 磐田市立中央図書館 会議室 |
| 3 | 出席者 | 村松啓至教育長 杉本憲司委員 青島美子委員 田中さゆり委員
秋元富敏委員 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長
中央図書館長 文化財課長 幼稚園保育園課長 市民活動推進課長
スポーツ振興室長 文化振興課文化振興グループ長 |
| 5 | 傍 聴 人 | 0 人 |

教育委員会が決定したもの（議決事項）

平成 27 年度磐田市一般会計補正予算（教育費関係）の要求について

< 教育総務課長 >

歳出については、10 款全体の職員給与費は正規・嘱託職員の給与・手当・共済費の人員費の補正です。主な要因としては、平成 26 年度の人員配置から当初予算で見込んだものを、27 年 4 月人事異動等により現在の職員体制で再計算をした結果の増減により補正するものです。なお、これらの金額については、査定前の金額でございますので要求額ベースです。

10 款 1 項 2 目事務局費は 1,219 万 2,000 円の増額です。これは正規職員 1 名増に伴うものです。10 款 1 項 2 目小中一貫教育推進事業におきましては、嘱託職員の再計算の結果、515 万円の減額になりました。3 目学校給食費においては、正規職員 1 名の増及び嘱託職員 2 名減による再計算により 1,098 万 4,000 円の増額です。10 款 2 項 1 目小学校費学校管理費においては、再計算の結果、72 万円の減額、10 款 3 項 1 目中学校費学校管理費については、正規職員・嘱託職員それぞれ 1 名減による再計算結果による 756 万 3,000 円の減額です。5 項 1 目図書館費では、再計算により 284 万 4,000 円の増額、2 目文化財保護費では正規職員 2 名増により 2,037 万 4,000 円の増額です。

次に、10 款 1 項 2 目事務局費の放課後児童クラブ運営事業です。学年拡大等による待機児童対策として定員の拡大を図っております。本年 4 月からは、磐田北小、長野小、青城小にて 1 クラブずつ増設、磐田中部小ではクラブ室増設、豊岡南小では 1 クラブで 2 教室を使用していたことから教室ごとに 2 クラブとして 1 クラブ増設して運営しております。また、7 月から中部小の分教室の 1 部屋をクラブとして使用している磐田西小においては 1 クラブの増となりました。また、豊岡南小においても体育館の 2 階を借用して 1 クラブ増設し、実施しているところです。豊岡東小の 1 クラブの減を含めて 5 クラブを増設したことに伴い、支援員は 9 名増となりました。そのための賃金として、1,421 万 5,000 円の増額を要求しております。また、増設したことに伴い利用者数が増加しておりますので、それに伴うおやつ代 187 万 9,000 円が増額となりました。利用者数が増

となっていることから、歳入のうち 20 款 5 項 5 目雑入の利用料については、760 万 9,000 円を増額補正しております。

また、福田小児童クラブについては、現在は福田児童館に 2 クラブ増設しているところですが、道中における安全面を考えた中で学校内での開設を検討し、学校側と協議を進めてきました。協議の結果、学校側の理解を得られ、28 年度からは 3 教室をクラブで使用できるようになりました。現在の普通教室をクラブ室として使用するための整備として、空調設備・下駄箱・冷蔵庫などの設置に必要な経費である修繕料 120 万円、手数料 70 万円、備品購入費 150 万円を計上しております。これにより、平成 28 年 4 月 1 日から福田小児童クラブは小学校内での運営になります。また、歳入においては、整備に係る事業経費のうち 3 分の 2 が県補助金となりますので、15 款 2 項 8 目教育総務費補助金 226 万 6,000 円を増額補正をしております。

10 款 2 項 1 目小学校費学校管理費では、ふるさと先生配置事業として配置人員 12 名分を予定していたところ、7 名の配置となりましたので 5 名減に伴う人件費 2,498 万 4,000 円の減額を行います。また、ことばの教室指導員配置事業では再計算により 4 万 7,000 円の増額となっております。3 項 1 目中学校費学校管理費ではふるさと先生配置事業としてふるさと先生を配置する必要がなかったため 462 万 5,000 円の減額を行いました。

さらに、施設管理事業の事務局分におきましては、小学校用務員が退職し、その補充の用務員が中学校から小学校へ異動したため、中学校の用務員 1 名を臨時職員として採用したことに伴い、共済費 21 万円と賃金 141 万円 2,000 円の増額となります。

また、工事関連委託料としては向陽中学校の浄化槽工事の実施設計委託料 150 万円を増額計上しています。向陽中学校の浄化槽は、老朽化が著しく音や匂いがあり近隣から苦情をいただいております。このため、早急に対応をするものです。これにより平成 28 年度から工事を実施できる状況になります。なお、工事実施については、夏休み期間の施工を予定しています。

また、嘱託・臨時職員の増減に伴い、20 款 5 項 5 目雑入の保険料納付金のうち、雇用保険料の本人負担分として 6 万 7,000 円を減額しております。

< 幼稚園保育園課長 >

10 款 4 項 1 目幼稚園費幼稚園管理費のうち、磐田北幼稚園再築事業として、園舎・プールの実施設計業務委託料 3,971 万 5,000 円を要求しております。本補正につきましては、園舎・プールの早期完成を目的とするとともに、スケジュール策定にあたってはプールを使用できない年を無くすようにしています。今回、実施設計業務を補正することにより、スケジュールもこれまでより前倒しをすることができますので、現在の予定では園舎は平成 28 年 12 月に着工し、平成 29 年 11 月末には完成する予定で考えております。冬休みの期間中に引っ越しをしまして、平成 30 年 1 月には新園舎が供用できる予定です。また、プールにつきましては、平成 28 年 8 月に着工し、平成 29 年 6 月に完成し、6 月中旬には供用できると考えております。構造につきましては学校関係者等も含めて調整しているところです。少しでも早く園舎・プールを建設していく方針の下、進めて

おります。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市学習等供用施設竜洋会館条例の一部を改正する条例について

磐田市学習等供用施設竜洋会館条例施行規則の一部を改正する規則について

< 市民活動推進課長 >

今回、議案として上程している一連の条例改正は、使用料の見直しに伴うものです。

昨年度から、公共施設の見直しの一環として、公共施設の使用料の見直しを検討しております。財政課から公共施設使用料の見直しに係る基本方針が出されております。各公共施設は合併の時に、旧市町村での使用料金をそのまま引き継いだ形で合併をしております。したがって、料金体系や減免の方法も市として不統一でしたので、今回は、市として統一化を図っていくものです。昨年度、公民館・コミュニティセンターを交流センターに切り替えるという中で、交流センターは先行して使用料を改正しております。今回は交流センター以外の施設使用料に係る改正になります。今回の条例は11月議会に上程する予定です。

竜洋会館については、地域の利用者が多く集まり地域の交流やサークル活動が行われていることから交流センターの使用料単価に統一を行います。また、地方自治法の規定により、住民の権利・義務に関する事項である開館時間・休館日・入館の制限等は本来、条例で規定する必要がありましたので、関連条文を規則から条例に移します。

今回の改正により竜洋会館の使用料は安くなります。料金は設定しておりますが、実際には利用者は減免申請により免除となるケースが大半ですので、予算への影響はありません。なお、施行期日は平成28年4月1日からです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例について

磐田市アミューズ豊田条例の一部を改正する条例について

磐田市豊岡総合センター条例の一部を改正する条例について

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例について

磐田市立学校の施設開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

< スポーツ振興室長 >

体育施設に係る条例改正の概要について御説明いたします。はじめに対象条例・規則ですが、今回、改正の対象の条例・規則は9本と、竜洋海洋公園テニスコート場条例及び施行規則、都市公園条例になります。体育施設は、総合体育館やスポーツ交流の里ゆめりあなど33の指定管理施設です。

アミューズ豊田は、指定管理施設ですが、文化体育複合施設のため、施設単体で条例・規則を定めています。豊岡総合センターは、市の直営施設で文化体育複合施設、学校体育施設、新たに建築し10月に供用を開始した竜洋体育センターで、供用開始と合せ、条例を制定し、使用料は他の体育施設より先に見直しをしました。今回の改正では、減免規定を他の体育施設と同様とするため、施行規則を改正しました。竜洋海洋公園テニスコート場に係る条例・施行規則は、各条文を「体育施設に関する条例」・「同施行規則」に加え、テニスコート場条例・施行規則を廃止するものです。都市公園条例の改正は、都市公園内にある有料公園施設について、「体育施設に関する条例」の改正を受け、有料施設の追加と削除、施設名称を改めるもので、体育施設条例附則で規定し改正します。

次に、使用料の改正概要です。使用料は、公共施設の使用料の見直しについての基本方針に基づき、使用料や利用時間帯などを統一的に改めたものです。基本方針については、26年4月の定例教育委員会の報告事項、本年5月の定例教育委員会で議案としました竜洋体育センター条例及び施行規則の際に説明しておりますが、改めて考え方を御説明します。(1)の使用料ですが、施設使用料と付帯設備使用料に区分されます。の施設使用料は、公共施設の種類、規模・機能別に定められた新使用料単価を用いています。ただし、新使用料が現使用料と比較して、1.5倍以上となる場合は、1.5倍を上限とする「激変緩和措置」を講じた単価を用いています。の付帯設備使用料のうち照明設備使用料は、電気料相当分を利用者が負担するもので、激変緩和措置は講じず、実費を使用料として徴収します。

時間当たり新旧料金比較表について御説明いたします。表には施設名、施設の区分、基本方針に基づく指針料金、旧料金、新料金、料金の増減額、増減率を記載しています。なお、旧料金、新料金とは、新旧の施設使用料です。総合体育館・大体育場では、指針料金が1,230円ですが、旧料金が400円であったため、1.5倍の激変緩和措置を講じ、新料金を600円としています。夜間の場合ですが、旧夜間料金は、旧料金と旧照明料金の合計額になります。総合体育館・大体育場の場合は、旧料金700円の中に照明料金を含んだ金額となっているため、旧照明料金は横棒になっています。夜間の新料金は、左側の新料金と同じ600円、これに新照明料金530円を加えた1,130円が新夜間料金になります。

次に、利用時間帯の統一ですが、午前・午後・夜間の時間帯区分を、基本方針に基づき、統一しました。例外として、屋内プール施設は、衛生・安全管理の観点から30分遅い開館、閉館時間としています。また、これまで早朝、夕方の利用があった福田公園内体育施設等については、利用場状況を勘案し継続しています。

次に、使用料の割増率の統一ですが、これも基本方針に基づき統一しました。市外者が利用する場合、基本料金の2倍、営利行為、商業宣伝を目的とし、入場料を徴収

しない場合は、基本料金の2倍 営利行為、商業宣伝を目的とし、入場料を徴収する場合は、基本料金の3倍としました。これに併せ、アマチュアスポーツ以外や職業野球等の料金設定、アミューズ豊田の入場料金額による段階的加算を廃止しました。

次に、使用料加算の廃止ですが、アミューズ豊田の土日及び祝日加算20%の廃止、アミューズ豊田のメインアリーナ・サブアリーナを除く、冷暖房料金・加算を廃止しました。

次に、高等学校生徒以下の料金設定の廃止です。一部の施設には、高校生以下の料金設定が設けられていましたが、これを廃止します。ただし、プール、トレーニング室、陸上競技場の個人利用の高校生以下料金は、継続していきます。プールなどの個人利用を除き、条例で高校生以下の料金設定を廃止しますが、条例施行規則で、高校生が教育のために使用するときは、全ての体育施設において、利用料金を50%減額する規定を加えました。なお、これまでも中学生以下の園児、児童及び生徒が保育又は教育のために使用するときは、規則により使用料を免除としています。また、竜洋海洋センタープールは、夏休みなどに子どもたちの利用が多いため、小学生未満、小中学生、それ以外の区分を継続します。

次に、回数券・プリペイドカードについてですが、市内全てのトレーニング室の利用において、回数券が利用できるようアミューズ豊田と豊岡体育館のトレーニング室についても回数券の料金設定を加えました。次に、年末・年始の休館日については、12月29日から翌年1月3日までに統一しました。次に、利用許可申請の時間は、各施設共に条例で定める開館時間に統一しました。次に、有料施設の追加ですが、これまで無料だった東大久保公園グラウンド・などを有料化しました。

次に、体育施設からの除外ですが、都市公園内にある中央公園グラウンド・竜洋海洋公園多目的広場は、専ら地域住民のレクリエーション等に用いられているため、体育施設から除外し、公園施設の一部として都市整備課へ管理移管しました。また、豊岡総合センター内にある施設についても、同様に体育施設から除外し、その他施設として区分し規定しました。次に、施設名称の変更ですが、安久路公園ほか3つの多目的広場を多目的グラウンドに変更するなどの訂正を行ないました。次に施設の廃止ですが、東大久保運動公園テニスコートの改修に合せ、かぶと塚公園テニスコート、塔之壇公園テニスコートを廃止するため、条例から削除しました。

その他の改正として、磐田市暴力団排除条例に規定する暴力団等の使用であるときは利用許可しない規定を、照明設備等を利用しなかった場合の利用料金の還付について規定し明確化しています。条例改正の概要は以上です。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

指定管理者（磐田市スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外 5 施設）の指定について
指定管理者（磐田市竜洋昆虫自然観察公園外 8 施設）の指定について

<スポーツ振興室長>

指定管理者（磐田市スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外 5 施設）の指定について説明します。指定管理者の候補者について、外部委員を含む合計 9 名の委員で構成される「磐田市指定管理者選定等委員会」で審査した結果、「磐田市体育協会グループ」が選定されました。

磐田市体育協会グループは、特定非営利活動法人磐田市体育協会と株式会社ジュピロが、協定を締結し、本指定管理施設を共同で管理運営することを目的に組織された団体です。本日、承認いただければ、11 月議会に指定管理者の候補者として上程していくこととなります。指定期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間です。選定の経過ですが、平成 27 年 7 月 15 日から 8 月 5 日まで募集要項の配布、8 月 6 日に現地説明会、現地説明会には 14 団体が参加しました。8 月 12 日から 8 月 19 日まで質問を受け付け、8 月 24 日に回答を行いました。8 月 27 日から 9 月 3 日までの応募受付期間に、磐田市体育協会グループのほか、静岡ビル保養株式会社、三幸・日本グリーン共同事業体の 3 者から応募がありました。10 月 8 日に指定管理者選定等委員会を開催し、申請書類、経営診断結果、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、指定管理者選定基準に掲げる審査項目ごとに 5 段階評価を行い審査した結果、総合評価点が最も高得点であった磐田市体育協会グループが、指定管理者候補者として選定されました。磐田市体育協会グループは、施設利用の促進、自主事業、提供時間、実効性など、多くの審査項目で高く評価されました。また、市民スポーツの振興に尽力している体育協会と地域のプロクラブチームであるジュピロの専門性のジョイント・相乗効果により、磐田市のスポーツ文化の発展が期待できるとの意見も出されました。

指定管理者（磐田市竜洋昆虫自然観察公園外 8 施設）の指定について説明します。指定管理者の候補者は、竜洋環境創造・遠鉄アシスト共同事業体です。候補者の選定については、「磐田市指定管理者選定等委員会」で審査を行ないました。竜洋環境創造株式会社は、竜洋海洋公園オートキャンプ場などの運営管理を行うために、平成 10 年に、第 3 セクターとして設立された団体です。今年度まで、竜洋昆虫自然観察公園、竜洋海洋公園オートキャンプ場、竜洋海洋公園レストハウスの指定管理者となっています。また、竜洋環境創造・遠鉄アシスト共同事業体は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月末まで、竜洋海洋センター内の体育施設（体育館・プール・野球場・テニスコート・グラウンド）及び公園の指定管理者となっている団体です。

今回の指定管理者の選定では、効率的な運用管理を行い、利用者の利便性を高めるため、竜洋海洋公園周辺の施設を一括して指定管理施設とすることになりました。候補者の選定については、非公募で竜洋環境創造・遠鉄アシスト共同事業体を単独審査しました。その結果、これまでの実績や経験により培われたノウハウがあること、施設の目的や性格を十分に理解していることから、事業の企画・実施及び管理を行う能力を有していると判断し、管理者の候補者として選定されました。なお、審査項目の合計点数は満

点が 1440 点で、最低基準点が 864 点とされていましたが、1005 点を得点しています。本日、承認いただければ、11 月議会に指定管理者の候補者として上程していくことになります。指定期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

磐田市民文化会館条例の一部を改正する条例について

磐田市文化振興センター条例の一部を改正する条例について

磐田市熊野伝統芸能館条例の一部を改正する条例について

磐田市竜洋なぎの木会館条例の一部を改正する条例について

< 文化振興課文化振興グループ長 >

平成 26 年 4 月財政課作成の「使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、市民文化会館、文化振興センター、熊野伝統芸能館、なぎの木会館について、各施設の維持管理費から算出した応分な受益者負担を求める使用料に変更するための必要な改正を行うものです。なお、使用料の金額については原案であり調整中です。

別表のうち、これまで 1 日中使用した場合の区分であった「全日区分」を削除し、「午前」・「午後」・「夜間」の 3 つの区分としています。これに伴い、「全日区分」により一括で借りた場合には使用料は若干の割引が出ておりましたので、全日区分の廃止に伴い、その分の金額の値上げになります。

また、使用許可の申請の取り消しが 7 日前に提出された場合について、財政課の方針に従い、現在、一部に還付しない規定もありますけれども、全額を還付することとします。ただし、文化会館では、使用申込みの際、当該使用料の 30% に相当する額を納付する予納金制度を採っており、こちらについては還付しないこととなりますので、この点は 100% の還付のケースには該当しません。

次に、市外の者が使用する場合の使用料は、すべての条例について 50% ~ 100% の引き上げとなります。地方自治法の規定により住民の権利義務の規定は本来条例で定めることになっておりますので、市民文化会館・文化振興センター・熊野伝統芸能館は開館時間・休館日・入館の制限を規則で規定しておりましたので、条例で規定するとともに、規則では該当部分の削除を行うものです。

また、暴力団排除条例の規定を全条例に加えています。さらに、営利行為を伴う場合や入場料を徴収する場合の使用料については現在調整中です。財政課による基本方針によれば、営利行為のみの場合には 100% の加算、入場料を伴う場合については 100% の加算となっております。ホールを使用する場合につきましては、現在、市民文化会館では、金額に応じまして加算率が 100%、150%、200% となっておりますけれども、熊野伝統芸能館については 100% から 400% の加算となっておりますので調整を進めているとこ

ろです。

最後に、なぎの木会館の使用料については、現在、冷暖房使用時の使用料加算を徴収しておりますけれども、財政課の方針に従いまして取り止める方向で考えております。

< 質疑・意見 >

教育長

使用料の改正に伴う主な影響に関して御説明をお願いします。

文化振興課文化振興グループ長

市民文化会館につきましては、当初財政課の方から出されました方針に従いまして、必要経費を反映した金額を設定していく予定でしたが、施設の特異性に鑑みまして、ホールの金額については据え置きという形で考えております。なぎの木会館につきましては、空調の金額を上げない方向で考えておりますので、全体としては減額となります。

文化振興センターについては、これまでは夜間の方が金額は上がるという料金設定でしたが、センターの金額については昼間から夜間にかけて大きく減額していく方向で検討しています。

熊野伝統芸能館は、いままでの金額が減額になっているということもありまして、会議室・休憩室の金額につきましては増額の方向です。ただし、能舞台につきましては、施設の特異性に鑑みまして、必要な経費の積み上げによる算定では金額が非常に下がりますので、午前を1として、午後を1.1、夜間を1.5とする方向で考えております。こちらは変更後の金額に必要な経費の反映を行いません。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

学校薬剤師の解職及び委嘱について

< 学校教育課長 >

磐田市立小・中学校管理規則第33条に基づく学校薬剤師の解職及び委嘱について御審議をお願いします。現在、向笠小・向笠幼稚園では学校薬剤師が辞退されましたので、現在、岩田小の薬剤師を当該校・園の薬剤師として新たに委嘱します。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの

(1) スポーツ振興室

平成27年10月21日に、県教育次長・関係課長が、磐田市をモデル地域として、地域スポーツクラブ事業を実施することについて、市長・教育長へ説明に来られました。地域スポーツクラブ事業は、平成27年9月17日の県総合教育会議で実施を決定された事業で、中学校に希望する部活がない生徒、専門的な指導を受けることができない生徒な

どに対して、合同の部活動などを提供するものです。クラブ活動の開始時期、対象競技、練習会場や指導者、予算など全てが未定です。今後は、県と協議をしながら事業を進めてまいります。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

(2) 教育総務課

平成 28 年度放課後児童クラブの利用申請受付を行います。本年度につきましては、11 月 20 日から 12 月 22 日までの期間中に全学年を対象に受付を行います。長期休業のみの利用者もある程度人数を把握しておきたいという点もありますので、この期間内の提出をお願いしております。小学校 1 年生から 5 年生までは学校を通じてチラシの配布を行います。また、幼稚園・保育園へチラシの配布をお願いしていくとともに、また、「広報いわた 11 月号」に募集記事を掲載し、周知を図っていきたくと考えております。

< 質疑・意見 >

なし

(3) 学校給食管理室

学校給食管理室の実施済主要事業として、「学校給食用パン加工及び炊飯委託工場の指定に係る工場実地調査」について報告させていただきます。学校給食に係る委託工場については、指定要領に基づき 2 年に 1 度、県の学校給食会が実施しておりまして、今回は平成 28 年度から 29 年度までの 2 年度間の指定に係る工場の実地調査が、本市で申請のあった「三河屋製パン」「福田製パン」「小松」の 3 社について 10 月 23 日に実施されたため、これに参加をいたしました。調査は、要領に定められた点検表に基づき、施設や製造過程等の実態調査のほか、聞き取り調査や意見交換などを行い、一部老朽箇所について修繕の指摘がされましたが、概ね良好という状況でした。

次に、予定事業として、「平成 27 年度第 2 回学校給食運営委員会」の開催についてですが、今年度は第 1 回の運営委員会を 7 月 8 日に開催し、給食費に係る 26 年度決算及び 27 年度予算のほか、給食における栄養の摂取状況や献立の年間計画等について報告をさせていただきましたが、第 2 回の運営委員会を 11 月 10 日火曜日の 12 時から、大原学校給食センターで開催をいたします。内容につきましては、委員の皆様にご覧いただき給食の試食をしていただいた後、平成 28 年度の小学校と中学校、また、幼稚園及び認定こども園における給食の実施回数や給食費についてご審議をいただくほか、今年度上半期の栄養摂取状況等について報告をさせていただく予定です。

次に、10 月 15 日木曜日の静岡と中日新聞の記事について報告をさせていただきます。これは、8 月に行われた県教育委員会主催による「親子でつくる学校給食メニューコンクール」で優秀賞を受賞した、神明中学校 2 年生の池田紗妃さんが考案した「栄養たっぷりチンゲンサイスープ」を、14 日に大原学校給食センターのメニューに取り入れたものでございまして、当日給食がなかった豊浜小学校を除き、受配校である 1 小学校、6

中学校の計7校で提供をし、生徒の皆さんにも大好評でした。なお、この件は11月の「広報いわた」にも掲載される予定であり、今後もこうした機会を捉え、積極的に広報していきたいと考えています。

< 質疑・意見 >

なし

(4) 学校教育課

新たな学校づくり研究会規程について御説明いたします。本研究会の設置目的としては、これからの磐田市にふさわしい新たな学校とはどのようなものなのかを研究することです。協議する内容としては、(1)新たな学校づくりに関すること(2)小中一貫教育の推進に関すること(3)その他教育長が必要と認める事項の3点です。

組織は11人以内で、学識経験を有する者、各種団体、市民、学校関係者、教育長が認める者という構成となっております。また、運営については、座長を置き、その座長は研究会の参加の互選により定めることとしております。教育長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求めて、その意見並びに説明を聴くこととしています。庶務は教育部において処理します。

研究会の組織としては、学識経験者に武井敦史静岡大学教授、渋江かさね静岡大学准教授、校長代表では磐田北小の中澤哲也校長、福田中の中村和久校長、学校運営協議会の代表では寺田伊勢男氏、自治会では村上勇夫氏、教員代表は豊岡中学校において小中一貫教育をスタートから進めてきた城下麻里子教諭、保護者代表として市P連の寺野隆章氏、企業では醍醐荘の寺田裕紀氏、浜松ホトニクス鈴木章夫氏、特別委員として小松郁夫流通経済大学教授の計11人をお願いをしています。

内容としては、磐田市の実態や今後の動向を把握しながら、磐田市のめざす子ども像や学校像の在り方について協議していきます。すべて一挙に一体校になる訳ではありませんので、当然ながら一体校と分離型は併存して進めていくこととなります。一体校の可能性、教育課程編成方針、最終的には「新たな学校づくり」について御報告をいただくという流れとなります。

研究会は計8回開催する予定です。全体スケジュールとしては、平成27年11月24日からスタートし、平成29年1月から3月を目途に報告書を作成していきます。11月24日に開催する第1回研究会については、一体校整備構想、磐田市の現状を踏まえながら、新たな学校づくり研究会の目的を確認できればと考えております。平成28年1月～4月に開催予定の研究会については、一体校の可能性、一体校の良さ、一体校の課題を様々な視点から御意見をいただく場としたいと考えております。また、地域コミュニティとの関係を押さえた学校づくりをめざしていくための議論を深めていければと思います。

さらに、平成28年5月から10月に開催する研究会においては、小中一貫教育の教育課程をはじめとしたソフトの部分を中心に議論をしていければと思います。平成28年11月・12月に開催する研究会では、報告書の素案を検討します。最後の平成29年1月

から3月には報告書作成を行います。

次に、教育委員会月例報告では、実施済事業の生徒指導研修会においてはスクールソーシャルワーカーによる演習を行いました。スクールソーシャルワーカーは、本年度、県から予算措置により1名を任用し、各学校に派遣をしています。活動としては、主に、豊田中学校区・福田中学校区を中心に小中学校を巡回しています。スクールカウンセラーは心理の専門家であるのに対し、スクールソーシャルワーカーは関係機関同士をつなぐ福祉の専門職としてサポートを行います。特に、家庭支援にまで踏み込んだ支援を行っています。学校側においても児童・生徒の家庭まで立ち入っていくことは困難な面があり、そこで大きな壁にぶつかるということがあります。今後は、スクールソーシャルワーカーの活動から、家庭を支援するノウハウを学校側でも学んでいきたいという展望を持っています。予定事業については、特別支援コーディネーター研究会、心の教室相談員研究会を実施する予定です。

< 質疑・意見 >

新たな学校づくり研究会の組織メンバーは、最終的な報告書作成まで変わらないという理解でよろしいでしょうか。例えば、メンバーには市P連所属の保護者代表の方がおりますが、市P連は1年でメンバーが変わります。しかしながら、研究会の組織・機能を考えたときに、メンバーの任期は報告書作成までの最後までとするのがベストではないかと考えます。

御指摘のとおり、基本的には、最後まで同じ組織メンバーが望ましいと認識しておりますが、御本人の仕事の都合等により変更があり得ると考えております。

最終的に、研究会で検討した内容は報告書にまとめるということですが、この性格としては、提言書のようなものでしょうか。報告書にどのようなイメージをお持ちなのか教えてください。

報告書は、磐田市において小中一貫教育を進めたときの方向性などを記述した冊子を作成するものです。小中一貫教育の可能性、メリット・デメリットなど研究会で御発言いただいた小中一貫に関する様々な意見をまとめます。さらに、報告書は小中一貫校に関して、地域の方々と話し合いを進めていく際に、活用していくことを想定しています。

なぜ、そのような質問をしたかということ、市としての学府一体校構想を策定した中で、その是非について賛否両面での議論が出たときに、座長が研究会として報告書をまとめるという形を採るのか、色々な意見があったということを経験の中に記述するということとするのか、スタンスをお聞きしたいのです。

市教育委員会の方針はあくまでも合議体の教育委員会で決定することです。ただ、多様な御意見をうかがったうえで、議論をしていくというプロセスがあって、教育委員会としても納得のいく意思決定ができる訳です。研究会は、様々な見地から御意見をいただき、議論をしていただく場であると認識しております。この研究会報告書は、市の教育施策の参考とさせていただくものとして位置付けています。

研究会においても、教育長が言われるように、少子化による児童・生徒数の減少、地域の実態をしっかりと捉えて進めていくことが大切です。30年後の将来を見据えた中で、

老朽化した小中学校を単純に建て替える観点でなく、将来の磐田市の新たな学校づくりを進めていくという視点が重要であると認識しています。

研究会の組織メンバーのうち、専門家である学識経験者や教育関係者は別として、企業、保護者、自治体、学校運営協議会の方々は、このような短い期間の中で十分な知識を獲得し、現場に根ざした議論にまで至るには条件的に厳しい面があると思いますので、組織メンバーで現場の視察を行うなど、学びの機会の充実も必要ではないかと考えます。そのような中で、議論をしていかないと実際的にはならないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

組織メンバーのうち、学校運営協議会、PTA の代表の方は既に学校に入っている方ですので、現場の状況は熟知されていると認識しています。ただし、今後、研究会を進めていく中で、研修の必要性などの御意見が出れば検討していきたいと考えております。

この研究会の組織メンバーに、良き理解者となっていただき、教育委員会が進めていく施策をバックアップして下さるようになればと期待します。この方々が地域の中に戻っていったときに、地域の方々にパイプ役として説明して下されば、広く市民に理解を得ていくことになるのではないのでしょうか。研究会においては、活発に御議論のうえで多くの提言をいただければと思います。そのうえで、磐田市の「新たな学校づくり」を市民みんなで考えていくことにつながれば良いと思います。

保護者代表者の方はPTA で活動されていて、学校の状況は良く理解されていると思います。しかし、PTA としては学府一体校構想についてはこれまで関わりがなかったので、おそらく内容を理解していないと思います。そういった状況ですので、意見を求められてもすぐに意見を出すのは厳しい面があります。研究会を進めるにあたっては、学府一体校構想に関する十分な情報を提供したうえでなければ、議論を深めるのは難しいのではないかと考えます。

研究会の方々には、事前に、個別訪問をする機会を捉えて、事前に、学府一体校構想について御説明する機会を設けていきたいと考えております。第1回目の研究会では、小中一貫教育・学府一体校構想に関する理解の面で、参加者間に差がある中でのスタートになるのではないかと推測しています。研究会の中では、率直に疑問点などについて出していただく中で、次の研究会までに理解を深めていただくようにしていきたいと考えております。研究会の第1回目と第2回目に、説明を求める御意見があれば、説明の場の設定を行っていきたいと考えております。

(5) 中央図書館

実施済事業ですが、中学生職場体験ですが、市内5館の図書館で市内の中学生の体験学習として、毎年希望する生徒を受け入れています。今年は合計29人を受け入れました。

内容としては、貸出・返却処理を行うカウンター業務や本を決められた書架の位置に戻す作業を行いました。体験した生徒はメモを取るなど、皆真剣に取り組んでくれました。

次に、「磐田ハイスクール講座」ですが、第1回目として磐田南高校の生物部による「わくわく生き物講座」を開催しました。受講者は22名でした。磐田南高校生物部の生徒と顧問の先生から、日頃、研究している内容を大変わかりやすく解説していただきました。実際にアリジゴクやカブトムシの幼虫を観察することもでき、受講者は興味深く聞き入っていました。また、講座の終了後にカブトムシの幼虫がプレゼントされ、参加した子どもたちは大変喜んで持ち帰りました。第2回目は10月31日土曜日に、磐田西高校において「楽しいパソコン講座」を開催予定です。

次に予定事業ですが、10月27日～11月9日の読書週間にあわせて、市内の高校生の協力による新規企画として、高校生が小・中学生におすすめる本を紹介する特設コーナーを設置しました。また、図書館職員が選んだ本が入ったおたのしみ袋を5館でそれぞれ準備し貸し出しします。福田図書館では、ボランティアさんによる「ストーリーテリングの会」を開催します。豊田図書館では、図書館職員による絵本の読み聞かせや手遊びやエプロンシアターを「お楽しみ会」の中で行います。

最後に、予定事業としては、本日、講演会のチラシを配布させていただきましたが、11月28日土曜日に中央図書館において、子どもと読書講演会を開催します。講師に「不思議の国のアリス」の翻訳や、「読む力は生きる力」などの著作で知られる脇明子氏を迎え、「読む力が未来をひらく」と題した講演をしていただきます。参加申し込みは11月4日水曜日から中央図書館で受け付けます。当日は未就学の子ども対象の託児もあります。

< 質疑・意見 >

エプロンシアターとはどのようなものですか。

エプロンに登場人物が段々に増えていく仕掛けとなっております。エプロンに登場人物のワッペンが張り付いて行ってストーリーが展開していくものになります。いわば、エプロンの面が劇場になっているものです。

中央図書館による「磐田ハイスクール講座」などの事業紹介を聞いて思ったのですが、磐田市は市の規模からすれば高校数が多いように思います。磐田南高校・磐田北高校・磐田西高校・磐田農業高校・磐田東高校の5校がありますので、市の様々な事業において、高校生たちの力を借りることは有効な手法であると思います。

磐田市は学園都市です。市の事業として行っているヤング草莽塾事業にもっと多くの高校生が参加しても良いのではないかと考えています。

(6) 文化財課

実施済事業の重点事項について説明をします。はじめに、「埋蔵文化財庁内調整会議」についてですが、この会議は、文化財保護法に関して、調査の方法などを習得して頂くとともに、埋蔵文化財の適正な取り扱いについて理解を深めて頂くもので、毎年この時期に、来年度以降の公共事業について、埋蔵文化財の調査の有無等について確認する調整会議です。残念なことですが、毎年数例ですが、無届による開発や工事などが発生している状況にあり苦慮しております。故意的な事例はありませんが、誤ったあるいは安

易な解釈によるものです。

次に、「津倉家見学」についてですが、本見学会はこれで、3回目となりますが、毎回多くの見学者が訪れ、その歴史的建物の価値はもとより、津倉家の歴史に対する関心の深さが伺えます。10月17日～18日の両日、掛塚の祭典に併せて実施いたしましたが、2日間で420人を超える見学者があり賑わいを見せました。ある見学者からは、津倉家等を活用して、「街の賑わいづくりを考えたい」との頼もしい御意見も伺いました。

次に、予定事業の重点事項について説明をします。はじめに、「文化財保護審議会」についてですが、本年度1回目の審議会では、民俗文化財(市内の伝統芸能文化)の記録保存事業に関する協議や、文化財の指定や登録に向けた作業の経過報告などを行う予定です。

次に、「福田町史講演会」についてですが、本講演会は、福田町史編さん事業の成果について、「福田の起こりと海」、「福田湊と海運」と題して専門委員2名により講演していただくものです。

< 質疑・意見 >

今回、実施した津倉家見学はどのような状況でしょうか。

当初1回目は地元向けに開催して、第2回目は一般公開を行いました。そして、今回は掛塚祭りと併せて実施しました。祭りに合わせて帰郷される方や、第2回目に行けなかった方など、予想を上回る400名を超える方々に御見学をいただきました。